

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第4号

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>⑤ 保護者 次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p><u>ただし、特別の理由がある場合は、独立の生計を営む成年の者で、生徒の指導及び支援への意向のある者とする。</u></p> <p><u>ア 生徒が未成年であるときは、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）</u></p> <p><u>イ 生徒が成年に達しているときは、生徒に対して親権を行っていた者（親権を行っていた者のないときは、成年後見人）</u></p> |
| <p>第13条 入学志願者は、保護者（<u>生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、成年後見人をいう。以下同じ。</u>）と連署した様式第1号による入学願書を、所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>第13条 入学志願者は、保護者と連署した様式第1号による入学願書を、所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。